

新（修正後）

旧（修正前）

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

2. 選定の手順及びスケジュール

2. 選定の手順及びスケジュール

日程(予定)	内容
令和2年12月1日 令和2年12月14日 ～12月18日	実施方針等(実施方針、要求水準書(案))の公表 第1回現地見学会
令和2年12月1日 ～12月24日	実施方針等に関する質問及び意見の受付
令和3年1月15日 令和3年1月18日 ～1月29日	実施方針等に関する質問回答 実施方針等に関する質問及び意見の受付(2)
令和3年2月15日	実施方針等に関する質問回答(2)
令和3年4月上旬	入札公告等(入札説明書、要求水準書、優先交渉権者選定基準、 事業契約書(案)、様式集)の公表
令和3年4月下旬～6月下旬	第2回現地見学会 ※参加申請後随時
令和3年5月中旬	入札説明書等に関する質問締切
令和3年5月下旬	入札説明書等に関する質問回答
令和3年6月上旬	入札参加申込書、資格審査資料の提出
令和3年6月中旬	資格審査結果の通知
令和3年6月中旬	技術提案書作成要領に関する質問締切
令和3年6月下旬	技術提案書作成要領に関する質問回答
令和3年7月上旬	技術提案書の提出
令和3年7月下旬	技術提案書ヒアリング(必要に応じて)
令和3年9月下旬	技術提案の採否項目の通知
令和3年9月下旬	要求水準書、契約書等に関する質問締切
令和3年10月上旬	要求水準書、契約書等に関する質問回答
令和3年10月下旬	入札書の受付
令和3年11月上旬	落札者の選定・公表
令和3年11月中旬	基本協定の締結
令和4年1月下旬	契約の締結

日程(予定)	内容
令和2年12月1日 令和2年12月14日 ～12月18日	実施方針等(実施方針、要求水準書(案))の公表 第1回現地見学会
令和2年12月1日 ～12月24日	実施方針等に関する質問及び意見の受付
令和3年1月15日 令和3年1月18日 ～1月29日	実施方針等に関する質問回答 実施方針等に関する質問及び意見の受付(2)
令和3年2月15日	実施方針等に関する質問回答(2)
令和3年4月上旬	入札公告等(入札説明書、要求水準書、優先交渉権者選定基準、 事業契約書(案)、様式集)の公表
令和3年4月下旬～6月中旬	第2回現地見学会 ※参加申請後随時
令和3年6月上旬	入札説明書等に関する質問締切
令和3年6月上旬	入札説明書等に関する質問回答
令和3年6月上旬	入札参加申込書、資格審査資料の提出
令和3年6月中旬	資格審査結果の通知
令和3年6月中旬	技術提案書作成要領に関する質問締切
令和3年6月下旬	技術提案書作成要領に関する質問回答
令和3年7月上旬	技術提案書の提出
令和3年7月下旬	技術提案書ヒアリング(必要に応じて)
令和3年9月下旬	技術提案の採否項目の通知
令和3年9月下旬	要求水準書、契約書等に関する質問締切
令和3年10月上旬	要求水準書、契約書等に関する質問回答
令和3年10月下旬	入札書の受付
令和3年11月上旬	落札者の選定・公表
令和3年11月中旬	基本協定の締結
令和4年1月下旬	契約の締結

新（修正後）	旧（修正前）
<p>第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>4. 応募者の資格等</p> <p>(1) 応募者の構成</p> <p>④応募者は、複数企業で構成される場合には、構成企業の中の1者を当該応募者の「代表企業」として定めるとともに、代表企業が応募手続きを行うこととする。ただし、代表企業は運転管理ほか業務又は設計建設業務に直接携わること、及び「大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿」又は「大阪府建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格登録者名簿」に登録されていることを求めるものとする。</p>	<p>第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>4. 応募者の資格等</p> <p>(1) 応募者の構成</p> <p>④応募者は、複数企業で構成される場合には、構成企業の中の1者を当該応募者の「代表企業」として定めるとともに、代表企業が応募手続きを行うこととする。</p>
<p>第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>4. 応募者の資格等</p> <p>(1) 応募者の構成</p> <p>⑥応募者を構成する構成企業又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、他の応募者を構成する構成企業となることはできない。ここで、資本面若しくは人事面において関連がある者とは、次の（ア）、（イ）の基準のいずれかに該当する者とする。</p> <p>なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、今後規定する大和川下流流域下水道今池水みらいセンター包括管理事業入札心得第3条第1項第(2)号の規定に抵触するものではない。</p> <p>（ア）次のいずれかに該当する二者の場合</p> <p>・親会社と子会社の関係（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年度法務省令第12号）第3条の規定による子会社という。）にある場合。</p>	<p>第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>4. 応募者の資格等</p> <p>(1) 応募者の構成</p> <p>⑥応募者を構成する構成企業又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、他の応募者を構成する構成企業となることはできない。ここで、資本面若しくは人事面において関連がある者とは、次の（ア）、（イ）の基準のいずれかに該当する者とする。</p> <p>なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、今後規定する大和川下流流域下水道今池水みらいセンター包括管理事業入札心得第3条第1項第(2)号の規定に抵触するものではない。</p> <p>（ア）次のいずれかに該当する二者の場合</p> <p>・親会社と子会社の関係（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年度法務省令第12号）第3条の規定による子会社という。）にある場合。</p>

新（修正後）	旧（修正前）
<ul style="list-style-type: none"> ・親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 ・一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 （イ）その他当該応募者と特別な提携関係があると認められる者 	<ul style="list-style-type: none"> ・親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 ・一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 （イ）その他当該応募者と特別な提携関係があると認められる者
<p>第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>4. 応募者の資格等</p> <p>（1） 応募者の構成</p> <p>⑦SPCを設立するにあたり、構成企業はSPC設立時の議決権株式の全ての割当てを受けるものとする。また、代表企業（応募者の代表企業と同じ）については、構成企業内で議決権比率が唯一最大とならなければならない。</p>	<p>第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>4. 応募者の資格等</p> <p>（1） 応募者の構成</p> <p>⑦SPCを設立するにあたり、構成企業はSPC設立時の議決権株式の全ての割当てを受けるものとする。また、代表企業については、構成企業内で議決権比率が唯一最大とならなければならない。</p>
<p>第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>4. 応募者の資格等</p> <p>（1） 応募者の構成</p> <p>⑧応募者を構成する構成企業の変更について、参加申込書受付以降は原則として認めない。但し、資格確認基準日以降、事業契約締結までの間、やむを得ない事情が生じた場合、代表企業の変更は認めないが、代表企業以外の企業については、資格・能力等の面で支障がないと発注者が判断した場合には、追加及び変更を認めることがある。</p>	<p>第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>4. 応募者の資格等</p> <p>（1） 応募者の構成</p> <p>⑧応募者を構成する構成企業の変更について、参加申込書受付以降は原則として認めない。但し、資格確認基準日以降、技術提案書受付までの間、やむを得ない事情が生じた場合、代表企業の変更は認めないが、代表企業以外の企業については、資格・能力等の面で支障がないと発注者が判断した場合には、追加及び変更を認めることがある。</p>
<p>第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>4. 応募者の資格等</p> <p>（3） 応募者の参加資格要件</p> <p>③</p> <p>ただし、製作は次のいずれかに限る。</p>	<p>第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>4. 応募者の資格等</p> <p>（3） 応募者の参加資格要件</p> <p>③</p> <p>ただし、製作は次のいずれかに限る。</p>

新（修正後）	旧（修正前）
<ul style="list-style-type: none"> ・設計、製造及び検査を自ら行う場合 ・設計及び検査を自ら行い、製造のみを外注に付す場合 ・ OEM契約に基づく外注により製作している場合 <p>なお、機械設備工事を複数企業によって実施する場合は、全ての企業が上記の要件を満足したうえで、主担当企業（業務の主たる部分を担当する企業。以下同じ。）を定めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設計、製造及び検査を自ら行う場合 ・設計及び検査を自ら行い、製造のみを外注に付す場合 <p>また、機械設備工事を複数企業によって実施する場合は、主担当企業（業務の主たる部分を担当する企業。以下同じ。）を定めること。</p>
<p>第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>4. 応募者の資格等</p> <p>(3) 応募者の参加資格要件</p> <p>④本事業のうち運転管理ほか業務において構成企業として運転管理業務を実施する者は次の要件を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ <p>(イ) 運転管理業務を単体企業で実施する場合は、次の a) から c) に掲げる全ての業務について締結した契約について、平成 23 年 4 月 1 日から入札参加申請の前日までの間に、…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ <p>a) 水処理施設（オキシデーショondiッチ法、回分式活性汚泥法及び生物膜法によるものを除く。以下同じ。）における処理能力 65,000m³/日以上のもを有する下水終末処理場の運転管理業務（運転操作及び保守点検を含む。以下同じ。）。ただし、汚泥処理施設（流</p>	<p>第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>4. 応募者の資格等</p> <p>(3) 応募者の参加資格要件</p> <p>④本事業のうち運転管理ほか業務において構成企業として運転管理業務を行う者は次の要件を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ <p>(イ) 運転管理業務を単体企業で行う場合は、次の a) から c) に掲げる全ての業務について締結した契約について、平成 23 年 4 月 1 日から参加表明書を提出する前日までの間に、…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ <p>a) 水処理施設（オキシデーショondiッチ法、回分式活性汚泥法及び生物膜法によるものを除く。以下同じ。）における処理能力 65,000m³/日以上のもを有する下水終末処理場の運転管理業務（運転操作及び保守点検を含む。以下同じ。）。ただし、汚泥処理施設（流</p>

新（修正後）	旧（修正前）
<p>動焼却炉設備を有するものに限る。以下同じ。）を有する下水終末処理場に限る。</p> <p style="text-align: center;">・ ・ ・</p> <p>(ウ) 運転管理業務を複数の構成企業で実施する場合は、運転管理業務を実施する構成企業により以下の 1) 及び 2) の要件を満たすこと。なお、複数の構成企業で満足する場合及び一つの構成企業で両方を満足する場合のどちらも認めるものとする。また、運転管理業務を実施する構成企業のうち、1) 及び 2) の要件を満たさない企業は、3) の要件を満たすこと。1) 又は 2) を満たす構成企業より運転管理業務の主担当企業を定めること。</p> <p>1) 次の (i) 及び (ii) に掲げる要件について、運転管理業務を行う構成企業により全て満足すること。なお、複数の構成企業で満足する場合及び一つの構成企業で両方を満足する場合のどちらも認めるものとする。</p> <p>1) 次の a) 又は b) のいずれかの業務について締結した契約について、平成 23 年 4 月 1 日から参加表明書を提出する前日までの間に、誠実に履行を完了した実績を有していること。ただし、a) については、コリンズ登録を行っている工事について、平成 18 年 4 月 1 日から入札参加申請の前日までに完成、引渡しが完了しているものも有効とする。また、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が 20% 以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。</p> <p>a) 下水終末処理場における脱水ケーキ 1 日当たり 45t/基以上の</p>	<p>動焼却炉設備を有するものに限る。以下同じ。) を有する下水終末処理場に限る。</p> <p style="text-align: center;">・ ・ ・</p> <p>(ウ) 運転管理業務を複数の構成企業で行う場合は、以下の 1) 及び 2) の要件を満たすこと。また、1) を満たす構成企業より運転管理業務の主担当企業を定めること。</p> <p>1) 次の (i) 及び (ii) に掲げる要件について、運転管理業務を行う構成企業により全て満足すること。なお、複数の構成企業で満足する場合及び一つの構成企業で両方を満足する場合のどちらも認めるものとする。</p> <p>(i) 次の a) 又は b) のいずれかの業務について締結した契約について、平成 23 年 4 月 1 日から参加表明書を提出する前日までの間に、誠実に履行を完了した実績を有していること。ただし、a) については、コリンズ登録を行っている工事について、平成 18 年 4 月 1 日から参加表明書を提出する前日までに完成、引渡しが完了しているものも有効とする。また、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が 20% 以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。</p> <p>a) 下水終末処理場における脱水ケーキ 1 日当たり 45t/基以上の</p>

新（修正後）	旧（修正前）
<p>流動焼却炉設備の新規設置又は更新を含む工事（元請としての施工実績に限る。）</p> <p>b) 下水終末処理場における脱水ケーキ1日当たり45t/基以上の汚泥処理施設（流動焼却炉設備を有するものに限る。）の運転管理業務（通算3年以上の履行実績に限る。）</p> <p>2) 次の a) から c) に掲げる全ての業務について締結した契約について、平成23年4月1日から入札参加申請の前日までの間に、通算3年以上の期間について、誠実に履行を完了した実績を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が50%以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。</p> <p>a) 水処理施設における処理能力65,000m³/日以上のもを有する下水終末処理場の運転管理業務。</p> <p>b) 1台当り排水能力5.5m³/秒以上の雨水ポンプを有する下水ポンプ場の運転管理業務。</p> <p>c) 雨水総排水量11.0m³/秒以上の下水ポンプ場の運転管理業務。</p> <p>3) 運転管理業務を行う構成企業のうち、1)の要件を満たさない者は、 次の a) の業務について締結した契約について、平成23年4月1日から入札参加申請の前日までの間に、通算3年以上の期間、誠実に履行を完了した実績を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が20%以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。</p> <p>a) 水処理施設を有する下水終末処理場の運転管理業務。ただし、処理能力は問わない。</p>	<p>流動焼却炉設備の新規設置又は更新を含む工事（元請としての施工実績に限る。）</p> <p>b) 下水終末処理場における脱水ケーキ1日当たり45t/基以上の汚泥処理施設の運転管理業務（通算3年以上の履行実績に限る。）</p> <p>(ii) 次の a) から c) に掲げる全ての業務について締結した契約について、平成23年4月1日から参加表明書を提出する前日までの間に、通算3年以上の期間について、誠実に履行を完了した実績を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が50%以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。</p> <p>a) 水処理施設における処理能力65,000m³/日以上のもを有する下水終末処理場の運転管理業務。</p> <p>b) 1台当り排水能力5.5m³/秒以上の雨水ポンプを有する下水ポンプ場の運転管理業務。</p> <p>c) 雨水総排水量11.0m³/秒以上の下水ポンプ場の運転管理業務。</p> <p>2) 運転管理業務を行う構成企業のうち、1)の要件を満たさない者は、 次の a) の業務について締結した契約について、平成23年4月1日から参加表明書を提出する前日までの間に、通算3年以上の期間、誠実に履行を完了した実績を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が20%以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。</p> <p>a) 水処理施設を有する下水終末処理場の運転管理業務。ただし、処理能力は問わない。</p>

新（修正後）	旧（修正前）
<p>第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>4. 応募者の資格等</p> <p>(5) 配置技術者に係る要件</p> <p>1) 事業全般に係る配置技術者</p> <p>本事業において、以下の技術者を本事業着手時より 配置 しなければならない。</p>	<p>第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>4. 応募者の資格等</p> <p>(5) 配置技術者に係る要件</p> <p>1) 事業全般に係る配置技術者</p> <p>本事業において、以下の技術者を本事業着手時より <u>専任で配置</u> しなければならない。</p>
<p>第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>4. 応募者の資格等</p> <p>(5) 配置技術者に係る要件</p> <p>1) 事業全般に係る配置技術者</p> <p>①事業総括責任者</p> <p>代表企業又は構成企業のうち運転管理業務又は機械設備工事を実施する企業（運転管理業務又は機械設備工事を複数企業で実施する場合はいずれかの主担当企業）より、以下の（ア）～（オ）全ての要件を満たす技術者を事業総括責任者として SPC に籍を置かせ、本事業期間中において選任し配置しなければならない。なお、現場への常駐は求めない。なお、主たる業務が設計建設業務から運転管理ほか業務へ移行する時点、代表企業が変更となった場合又はやむを得ない理由により事業総括責任者の変更が必要となった場合について、発注者の承諾を得て事業総括責任者を変更することができるものとする。</p> <p style="text-align: center;">・ ・ ・</p> <p>(オ) 入札参加申請時点において 代表企業又は構成企業のうち運転管理業務</p>	<p>第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>4. 応募者の資格等</p> <p>(5) 配置技術者に係る要件</p> <p>1) 事業全般に係る配置技術者</p> <p>①事業総括責任者</p> <p>構成企業のうち運転管理業務または機械設備工事を行う企業（運転管理業務又は機械設備工事を複数企業で行う場合はいずれかの主担当企業）より、以下の（ア）～（オ）全ての要件を満たす技術者を事業総括責任者として SPC に籍を置かせ、本事業期間中において選任し配置しなければならない。なお、現場への常駐は求めない。</p> <p style="text-align: center;">・ ・ ・</p> <p>(オ) 入札参加申請時点において直接的な雇用関係が3ヶ月以上ある者であ</p>

新（修正後）	旧（修正前）
<p>又は機械設備工事を実施する企業（運転管理業務又は機械設備工事を複数企業で実施する場合は主担当企業）と直接的な雇用関係が3ヶ月以上ある者であること。</p>	<p>ること。</p>
<p>第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>4. 応募者の資格等</p> <p>（5）配置技術者に係る要件</p> <p>2) 運転管理業務に係る配置技術者</p> <p>本事業のうち運転管理ほか業務において運転管理業務を実施する企業は、以下の技術者を配置しなければならない。</p>	<p>第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>4. 応募者の資格等</p> <p>（5）配置技術者に係る要件</p> <p>2) 運転管理業務に係る配置技術者</p> <p>本事業のうち運転管理ほか業務において運転管理業務を行う者は、以下の技術者を配置しなければならない。</p>
<p>第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>4. 応募者の資格等</p> <p>（5）配置技術者に係る要件</p> <p>2) 運転管理業務に係る配置技術者</p> <p>①維持管理業務総括責任者</p> <p>構成企業のうち運転管理業務を実施する企業（運転管理業務を複数の構成企業で実施する場合は、その主担当企業）より、以下の（ア）～（エ）全ての要件を満たす技術者を維持管理業務総括責任者としてSPCに籍を置かせ、運転管理ほか業務期間中において専任で配置し、現場へ常駐させなければならない。</p> <p>また、当該技術者は運転管理業務総括責任者（※）を兼ねることができるものとする。</p> <p>（※）運転管理業務総括責任者とは、構成企業のうち運転管理業務を実施する企業が、運転管理ほか業務全体を統括管理するために、現場に配置さ</p>	<p>第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>4. 応募者の資格等</p> <p>（5）配置技術者に係る要件</p> <p>2) 運転管理業務に係る配置技術者</p> <p>①維持管理業務総括責任者</p> <p>構成企業のうち運転管理業務を行う企業（運転管理業務を複数の構成企業で行う場合は、その主担当企業）より、以下の（ア）～（エ）全ての要件を満たす技術者を維持管理業務総括責任者としてSPCに籍を置かせ、運転管理ほか業務期間中において専任で配置し、現場へ常駐させなければならない。</p> <p>また、当該技術者は運転管理業務総括責任者（※）を兼ねることができるものとする。</p> <p>（※）運転管理業務総括責任者とは、構成企業のうち運転管理業務を行う企業が、運転管理ほか業務全体を統括管理するために、現場に専任、常駐さ</p>

新（修正後）	旧（修正前）
<p>せる者であり、以下の（ア）～（ウ）の要件を満たし、かつ運転管理ほか業務開始時点において直接的な雇用関係が3ヶ月以上ある者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ <p>（エ）入札参加申請時点において運転管理業務を実施する企業（運転管理業務を複数の構成企業で実施する場合は、その主担当企業）と直接的な雇用関係が3ヶ月以上ある者であること。</p>	<p>せる者であり、以下の（ア）～（ウ）の要件を満たし、かつ運転管理ほか業務開始時点において直接的な雇用関係が3ヶ月以上ある者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ <p>（エ）入札参加申請時点において直接的な雇用関係が3ヶ月以上ある者であること。</p>
<p>第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>4. 応募者の資格等</p> <p>（5）配置技術者に係る要件</p> <p>3) 設計及び建設に係る配置技術者</p> <p>本事業において設計建設業務を実施する企業は、以下の技術者を配置しなければならない。</p>	<p>第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>4. 応募者の資格等</p> <p>（5）配置技術者に係る要件</p> <p>3) 設計及び建設に係る配置技術者</p> <p>本事業において設計建設業務を行う者は、以下の技術者を配置しなければならない。</p>
<p>4. 応募者の資格等</p> <p>（5）配置技術者に係る要件</p> <p>3) 設計及び建設に係る配置技術者</p> <p>①設計業務総括責任者</p> <p>構成企業のうち機械設備工事を実施する企業（機械設備工事を複数の構成企業で実施する場合は、その主担当企業）より、以下の（ア）及び（イ）の要件を満たす技術者を設計業務総括責任者としてSPCに籍を置かせ、設計建設期間中において選任し配置しなければならない。なお、現場への常駐は求めない。当該技術者の設計建設期間の途中での交代は原則認めないが、当該</p>	<p>4. 応募者の資格等</p> <p>（5）配置技術者に係る要件</p> <p>3) 設計及び建設に係る配置技術者</p> <p>①設計業務総括責任者</p> <p>構成企業のうち機械設備工事を行う企業（機械設備工事を複数の構成企業で行う場合は、その主担当企業）より、以下の（ア）及び（イ）の要件を満たす技術者を設計業務総括責任者としてSPCに籍を置かせ、設計建設期間中において選任し配置しなければならない。なお、現場への常駐は求めない。当該技術者の設計建設期間の途中での交代は原則認めないが、当該技術者の</p>

新（修正後）	旧（修正前）
<p>技術者の死亡、疾病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合は、発注者へ「理由書」を提出して発注者の承諾を得た後、参加資格に記載された要件を満たす者と途中交代することができるものとする。</p> <p>また、当該技術者は SPC から発注される機械設備工事における システム設計技術者（※1）を兼ねることができるものとする。</p> <p style="text-align: center;">・ ・ ・</p> <p>（イ） 入札参加申請の時点において 機械設備工事を実施する企業（機械設備工事を複数の構成企業で実施する場合は、その主担当企業） と直接的な雇用関係が3ヶ月以上ある者であること。</p>	<p>死亡、疾病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合は、発注者へ「理由書」を提出して発注者の承諾を得た後、参加資格に記載された要件を満たす者と途中交代することができるものとする。</p> <p>また、当該技術者はシステム設計技術者（※1）を兼ねることができるものとする。</p> <p style="text-align: center;">・ ・ ・</p> <p>（イ） 入札参加申請の時点において直接的な雇用関係が3ヶ月以上ある者であること。</p>
<p>4. 応募者の資格等</p> <p>（5） 配置技術者に係る要件</p> <p>3) 設計及び建設に係る配置技術者</p> <p>②建設業務総括責任者</p> <p>構成企業のうち機械設備工事を実施する企業（機械設備工事を複数の構成企業で実施する場合は、その主担当企業）より、以下の（ア）及び（イ）の要件を満たす技術者を建設業務総括責任者としてSPCに籍を置かせ、建設期間中において専任で配置し、現場へ常駐させなければならない。ただし、工場製作のみが行われている期間（※）については、当該技術者の配置について「専任」及び「常駐」を免除することができるとともに設計業務総括責任者が当該技術者を兼ねることができるものとする。当該技術者の建設期間の途中での交代は原則認めないが、当該技術者の死亡、疾病、出産、育児、介</p>	<p>4. 応募者の資格等</p> <p>（5） 配置技術者に係る要件</p> <p>3) 設計及び建設に係る配置技術者</p> <p>②建設業務総括責任者</p> <p>構成企業のうち機械設備工事を行う企業（機械設備工事を複数の構成企業で行う場合は、その主担当企業）より、以下の（ア）及び（イ）の要件を満たす技術者を建設業務総括責任者としてSPCに籍を置かせ、建設期間中において専任で配置し、現場へ常駐させなければならない。ただし、工場製作のみが行われている期間（※）については、当該技術者の配置について「常駐」を免除することができるとともに設計業務総括責任者が当該技術者を兼ねることができるものとする。当該技術者の建設期間の途中での交代は原則認めないが、当該技術者の死亡、疾病、出産、育児、介護または退職等、真に</p>

新（修正後）	旧（修正前）
<p>護または退職等、真にやむを得ない場合のほか、以下の場合等において、発注者へ「理由書」を提出して発注者の承諾を得た後、参加資格に記載された要件を満たす者と途中交代することができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ <p>（イ）入札参加申請の時点において機械設備工事を実施する企業（機械設備工事を複数の構成企業で実施する場合は、その主担当企業）と直接的な雇用関係が3ヶ月以上ある者であること。</p>	<p>やむを得ない場合のほか、以下の場合等において、発注者へ「理由書」を提出して発注者の承諾を得た後、参加資格に記載された要件を満たす者と途中交代することができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ <p>（イ）入札参加申請の時点において直接的な雇用関係が3ヶ月以上ある者であること。</p>
<p>4. 応募者の資格等</p> <p>（5） 配置技術者に係る要件</p> <p>3) 設計及び建設に係る配置技術者</p> <p>③設計建設業務に係るその他の配置技術者</p>	<p>4. 応募者の資格等</p> <p>（5） 配置技術者に係る要件</p> <p>3) 設計及び建設に係る配置技術者</p> <p>②設計建設業務に係るその他の配置技術者</p>
<p>第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>5. 提案の審査及び落札者の選定に関する事項</p> <p>（5） 提出書類の取扱い</p> <p>①著作権</p> <p>応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属する。</p> <p>ただし、発注者が本事業の公表等に関し必要と判断した場合には、無償で使用できる。また、受注者以外の提案については本事業の公表以外の目的には使用しない。なお、公表に当たっては、事前に応募者に確認、協議し、同意を得るものとする。</p>	<p>第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>5. 提案の審査及び落札者の選定に関する事項</p> <p>（5） 提出書類の取扱い</p> <p>①著作権</p> <p>応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属する。</p> <p>ただし、発注者が本事業の公表等に関し必要と判断した場合には、無償で使用できる。また、受注者以外の提案については本事業の公表以外の目的には使用しない。</p>

新（修正後）	旧（修正前）																																																																																						
<p>第9 その他事業の実施に関し必要な事項</p> <p>5. 災害時の協力</p> <p>受注者は、災害の発生により、大阪府内の市町村を始めとした各汚水処理施設管理者がその処理業務を独自では適正に遂行できない場合で、発注者が今池水みらいセンターにおいて応援が可能と判断する場合は、本施設に汚泥を受け入れる等、発注者の指示に従い協力すること。また、協力に係る費用については別途協議とする。</p>	<p>第9 その他事業の実施に関し必要な事項</p> <p>5. 災害時の協力</p> <p>受注者は、災害の発生により、大阪府内の市町村を始めとした各汚水処理施設管理者がその処理業務を独自では適正に遂行できない場合で、発注者が今池水みらいセンターにおいて応援が可能と判断する場合は、本施設に汚泥を受け入れる等、発注者の指示に従い協力することが求められる。</p>																																																																																						
<p>第9 その他事業の実施に関し必要な事項</p> <p>6. 関連業務</p> <p>今池水みらいセンターにおいては、令和5年3月末まで、水処理及び汚泥処理ならびに雨水排除に係る運転管理業務が他の受注者によって実施されており、本事業の着手後2年間については、これら関連業務及びこれを行う運転管理者等と相互に連携を図ることが求められる。</p>	<p>第9 その他事業の実施に関し必要な事項</p> <p>6. 関連業務</p> <p>今池水みらいセンターにおいては、令和4年3月末まで、水処理及び汚泥処理ならびに雨水排除に係る運転管理業務が他の受注者によって実施されており、本事業の着手後2年間については、これら関連業務及びこれを行う運転管理者等と相互に連携を図ることが求められる。</p>																																																																																						
<p>別紙1</p> <table border="1" data-bbox="165 1070 1111 1225"> <tr> <td rowspan="10">2号焼却炉更新業務</td> <td rowspan="3">設計</td> <td>事前調査業務(必要に応じて)</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>各種申請、届出等の業務(必要に応じて)</td> <td>○^{※5}</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>基本・詳細設計業務</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">建設</td> <td>機械工事</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電気工事</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>土木・建築工事</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>各種申請、届出等の業務(必要に応じて)</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>試運転、性能試験</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>※1: 雨水排水施設の運転に係るユーティリティは、実費精算とする。 ※2: 合計金額(消費税及び地方消費税を除く。)の上限は、37,000千円とする。 ※3: 消化槽設備及び消化ガス設備は一部のみ ※4: 消化槽設備及び消化ガス設備は対象外 ※5: 発注者による申請・届出しが受け付けられないものは除く。</p>	2号焼却炉更新業務	設計	事前調査業務(必要に応じて)	○	-	-	各種申請、届出等の業務(必要に応じて)	○ ^{※5}	-	-	基本・詳細設計業務	○	-	-	建設	機械工事	○	-	-	電気工事	○	-	-	土木・建築工事	○	-	-	各種申請、届出等の業務(必要に応じて)	○	-	-	試運転、性能試験	○	-	-		○	-	-		○	-	-	<p>別紙1</p> <table border="1" data-bbox="1131 1070 2078 1225"> <tr> <td rowspan="10">2号焼却炉更新業務</td> <td rowspan="3">設計</td> <td>事前調査業務(必要に応じて)</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>各種申請、届出等の業務(必要に応じて)</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>基本・詳細設計業務</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">建設</td> <td>機械工事</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電気工事</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>土木・建築工事</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>各種申請、届出等の業務(必要に応じて)</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>試運転、性能試験</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>※1: 雨水排水施設の運転に係るユーティリティは、実費精算とする。 ※2: 合計金額(消費税及び地方消費税を除く。)の上限は、37,000千円とする。 ※3: 消化槽設備及び消化ガス設備は一部のみ ※4: 消化槽設備及び消化ガス設備は対象外</p>	2号焼却炉更新業務	設計	事前調査業務(必要に応じて)	○	-	-	各種申請、届出等の業務(必要に応じて)	○	-	-	基本・詳細設計業務	○	-	-	建設	機械工事	○	-	-	電気工事	○	-	-	土木・建築工事	○	-	-	各種申請、届出等の業務(必要に応じて)	○	-	-	試運転、性能試験	○	-	-		○	-	-		○	-	-
2号焼却炉更新業務			設計	事前調査業務(必要に応じて)	○	-	-																																																																																
				各種申請、届出等の業務(必要に応じて)	○ ^{※5}	-	-																																																																																
		基本・詳細設計業務		○	-	-																																																																																	
		建設	機械工事	○	-	-																																																																																	
			電気工事	○	-	-																																																																																	
			土木・建築工事	○	-	-																																																																																	
			各種申請、届出等の業務(必要に応じて)	○	-	-																																																																																	
			試運転、性能試験	○	-	-																																																																																	
				○	-	-																																																																																	
			○	-	-																																																																																		
2号焼却炉更新業務	設計	事前調査業務(必要に応じて)	○	-	-																																																																																		
		各種申請、届出等の業務(必要に応じて)	○	-	-																																																																																		
		基本・詳細設計業務	○	-	-																																																																																		
	建設	機械工事	○	-	-																																																																																		
		電気工事	○	-	-																																																																																		
		土木・建築工事	○	-	-																																																																																		
		各種申請、届出等の業務(必要に応じて)	○	-	-																																																																																		
		試運転、性能試験	○	-	-																																																																																		
			○	-	-																																																																																		
			○	-	-																																																																																		

新（修正後）

別紙2

リスク分担表(案)(2)

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			発注者	受注者
経済 リスク	物価 変動	設計建設期間中の物価変動		○ ※1
		運転管理ほか業務期間中の物価変動	※2	○ ※1
共通 債務 不履行 リスク	本事業の 中止・ 延期	受注者の帰責事由により、本事業を中止・延期する場合のリスク。		○
		上記以外の事由により、本事業を中止・延期する場合のリスク。	○	
	構成企業 等に関する リスク	受注者の構成企業の業態悪化等の受注者側の債務不履行に起因し、本事業の実施が困難となった場合のリスク		○
下請業者管理 リスク		受注者が締結する下請契約の管理、変更等に関するもの		○
設計 段階	計画・ 設計 リスク	発注者が実施した測量・地質調査等に不備があった場合	○	
		受注者が実施した測量・地質調査等に不備があった場合		○
	設計 リスク	発注者が提示した設計に関する条件又は要求水準の内容に不備があった場合	○	
		受注者が実施した設計に不備があった場合		○
	設計 変更 リスク	発注者の指示により要求水準を超える内容の設計変更を行うことによる計画・設計の遅延や受注者の費用増加等	○	
		受注者の帰責事由によって設計変更したことによる計画・設計の遅延や受注者の費用増加等		○
用地 リスク	用地の 瑕疵 リスク	業務用地の土壌汚染（既存施設用地を含む）、埋蔵物等による計画・設計変更又は受注者の費用増加等	○	
	地盤・ 地質 リスク	発注者が提示した地盤・地質に関する情報からは予見不可能と合理的に判断される現地盤・地質の状況により工期や工法が影響を受ける場合	○	
不可抗力リスク (設計段階)		成果物の引渡し前に、天災等※9(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないものにより発生する試験等に供される業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具に係る損害リスク。	○ ※3	△

旧（修正前）

別紙2

リスク分担表(案)(2)

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			発注者	受注者
経済 リスク	物価 変動	設計建設期間中の物価変動		○ ※1
		運転管理ほか業務期間中の物価変動	※2	○ ※1
共通 債務 不履行 リスク	本事業の 中止・ 延期	受注者の帰責事由により、本事業を中止・延期する場合のリスク。		○
		上記以外の事由により、本事業を中止・延期する場合のリスク。	○	
	構成企業 等に関する リスク	受注者の構成企業の業態悪化等の受注者側の債務不履行に起因し、本事業の実施が困難となった場合のリスク		○
下請業者管理 リスク		受注者が締結する下請契約の管理、変更等に関するもの		○
設計 段階	計画・ 設計 リスク	発注者が実施した測量・地質調査等に不備があった場合	○	
		受注者が実施した測量・地質調査等に不備があった場合		○
	設計 リスク	発注者が提示した設計に関する条件又は要求水準の内容に不備があった場合	○	
		受注者が実施した設計に不備があった場合		○
	設計 変更 リスク	発注者の指示により要求水準を超える内容の設計変更を行うことによる計画・設計の遅延や受注者の費用増加等	○	
		受注者の帰責事由によって設計変更したことによる計画・設計の遅延や受注者の費用増加等		○
用地 リスク	用地の 瑕疵 リスク	業務用地の土壌汚染（既存施設用地を含む）、埋蔵物等による計画・設計変更又は受注者の費用増加等	○	
	地盤・ 地質 リスク	発注者が提示した地盤・地質に関する情報からは予見不可能と合理的に判断される現地盤・地質の状況により工期や工法が影響を受ける場合	○	
不可抗力リスク (設計段階)		成果物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないものにより発生する試験等に供される業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具に係る損害リスク。	○ ※3	△

新 (修正後)

旧 (修正前)

別紙 2

別紙 2

リスク分担表(案)(3)

リスク分担表(案)(3)

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		発注者	受注者
着工遅延リスク	受注者の帰責事由による着工遅延リスク		○
	上記以外の事由による着工遅延リスク	○	
工事費の増減	受注者の帰責事由による工事費の増加		○
	発注者の指示や変更等、上記以外の事由による工事費の増加	○	
完工遅延リスク	受注者の帰責事由により、事業契約に規定される期日までに完工しない場合		○
	発注者の指示や変更等、上記以外の事由により事業契約に規定される期日までに完工しない場合	○	
要求水準未達等	試運転・完工検査時等の下水汚泥等の供給に関するリスク		○ ※8
	試運転・完工検査等の結果、対象施設が要求水準書や事業契約等に規定される性能を満たさない場合		○
工事監理	建築基準法に係る工事監理に関するもの		○
	工事現場管理に関するもの		○
契約不適合責任	本事業における設計・建設業務の対象施設について、事業契約書に規定される各々の契約不適合責任期間内に発生する契約不適合に関するもの		○
	本事業における設計・建設業務の対象施設について、事業契約書に規定される各々の契約不適合責任期間外に発生する契約不適合に関するもの(不法行為責任の対象となる契約不適合を除く)	○	
不可抗力リスク (建設段階)	工事目的物の引渡し前に、天災等※9(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないものにより発生する工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に係る損害リスク。	○ ※3	△
運転管理段階	下水の流入変動リスク	○	
	下水の水質変動リスク		○ ※4
	施設に係る補修工事		○
	水処理施設(レベル 2 対象施設)に係る補修工事(土木・建築除く)	※5	○
	受注者の帰責事由によらない水処理施設に係る設備の補修工事(1 件当たり消費税込みで 250 万円を超える)及び補修部品の調達(1 件当たり消費税込みで 160 万円を超える)	○	

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		発注者	受注者
着工遅延リスク	受注者の帰責事由による着工遅延リスク		○
	上記以外の事由による着工遅延リスク	○	
工事費の増減	受注者の帰責事由による工事費の増加		○
	発注者の指示や変更等、上記以外の事由による工事費の増加	○	
完工遅延リスク	受注者の帰責事由により、事業契約に規定される期日までに完工しない場合		○
	発注者の指示や変更等、上記以外の事由により事業契約に規定される期日までに完工しない場合	○	
要求水準未達等	試運転・完工検査時等の下水汚泥等の供給に関するリスク		○
	試運転・完工検査等の結果、対象施設が要求水準書や事業契約等に規定される性能を満たさない場合		○
工事監理	建築基準法に係る工事監理に関するもの		○
	工事現場管理に関するもの		○
契約不適合責任	本事業における設計・建設業務の対象施設について、事業契約書に規定される各々の契約不適合責任期間内に発生する契約不適合に関するもの		○
	本事業における設計・建設業務の対象施設について、事業契約書に規定される各々の契約不適合責任期間外に発生する契約不適合に関するもの(不法行為責任の対象となる契約不適合を除く)	○	
不可抗力リスク (建設段階)	工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないものにより発生する工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に係る損害リスク。	○ ※3	△
運転管理段階	下水の流入変動リスク	○	
	下水の水質変動リスク		○ ※4
	施設に係る補修工事		○
	水処理施設(レベル 2 対象施設)に係る補修工事(土木・建築除く)	※5	○
	受注者の帰責事由によらない水処理施設に係る設備の補修工事(1 件当たり消費税込みで 250 万円を超える)及び補修部品の調達(1 件当たり消費税込みで 160 万円を超える)	○	

新 (修正後)

旧 (修正前)

別紙 2

リスク分担表(案)(5)

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		発注者	受注者
施設改修等リスク	発注者の帰責事由により、本事業の対象施設の改修等が必要となった場合	○	
	要求水準の未達等、受注者の帰責事由により本事業の対象施設の改修が必要となった場合		○
運転管理費増大リスク	発注者の指示、提示条件の不備・変更によるもの	○	
	発注者の帰責事由以外の要因により、受注者の運転管理費用が増大するリスク		○
要求水準未達等	発注者の指示、提示条件の不備・変更によるもの	○	
	受注者の行う運転管理の業務の内容が要求水準を満たさない場合		○ ※8
雨水ポンプ運転に関するリスク	「雨水ポンプ場 運転操作要領」に基づき適切に実施しなかったことにより発生した損害		○
	上記以外	○	
業務内容変更リスク	発注者の指示等による運転管理ほか業務の変更に関するもの	○	
不可抗力リスク (運転管理段階)	業務期間中に、天災等 ※9 (設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。) で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないものにより発生する施設の損害リスクや業務の変更・中止リスク。	○	
終了時	施設の性能		○
	引継ぎ		○
	終了手続	業務期間終了時の手続に関する諸費用のうち、発注者で負担すべきもの 上記以外の業務期間終了時の手続に関する諸費用の発生に関するリスク	○

- 【凡例】 ○: 全ての負担者もしくは主となる負担者、△: 受注者の一部負担
- ※1 原則受注者の負担とするが、変動が一定の基準に達した場合は双方協議を行い、負担額の調整を行う。
 - ※2 仕様発注分は発注者が負担する。
 - ※3 原則発注者の負担とするが、一定の割合までは受注者が負担する。
 - ※4 原則受注者の負担とするが、長期にわたる悪水の流入など受注者の責に寄らない理由により負担が過度となる場合には発注者受注者協議を行い、負担額の調整を行う。
 - ※5 レベル 2 対象施設に関する「物品調達業務」、「小規模補修業務」及び「補修部品等購入業務」の年間合計額が各年度の設定上限額を超過する場合は、別途協議とする。
 - ※6 補修では対応できず更新せざるを得ないことを、データ等客観的な資料により受注者が証明し、発注者が認めた場合に限り、発注者が更新を行う。
 - ※7 第三者による事故等の場合は、受注者の管理義務等の懈怠により発生した第三者による施設損傷リスクは受注者のリスク分担とし、それ以外の第三者による施設損傷リスクは発注者のリスク分担とする。
 - ※8 受注者の帰責事由によらない場合を除くこととし、詳細は協議による。
 - ※9 天災等とは地震、洪水、戦争、テロリズム、疫病、その他通常の予想を超えた自然的もしくは人為的な事象であつて、発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことが出来ないものが想定されるが、不可抗力に該当するかどうかについては協議により決定するものとする。

別紙 2

リスク分担表(案)(5)

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		発注者	受注者
施設改修等リスク	発注者の帰責事由により、本事業の対象施設の改修等が必要となった場合	○	
	要求水準の未達等、受注者の帰責事由により本事業の対象施設の改修が必要となった場合		○
運転管理費増大リスク	発注者の指示、提示条件の不備・変更によるもの	○	
	発注者の帰責事由以外の要因により、受注者の運転管理費用が増大するリスク		○
要求水準未達等	発注者の指示、提示条件の不備・変更によるもの	○	
	受注者の行う運転管理の業務の内容が要求水準を満たさない場合		○ ※8
業務内容変更リスク	発注者の指示等による運転管理ほか業務の変更に関するもの	○	
不可抗力リスク (運転管理段階)	業務期間中に、天災等 (設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。) で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないものにより発生する施設の損害リスクや業務の変更・中止リスク。	○	
終了時	施設の性能		○
	引継ぎ		○
	終了手続	業務期間終了時の手続に関する諸費用の発生に関するリスク	○

- ※1 原則受注者の負担とするが、変動が一定の基準に達した場合は双方協議を行い、負担額の調整を行う。
- ※2 仕様発注分は発注者が負担する。
- ※3 原則発注者の負担とするが、一定の割合までは受注者が負担する。
- ※4 原則受注者の負担とするが、長期にわたる悪水の流入など受注者の責に寄らない理由により負担が過度となる場合には発注者受注者協議を行い、負担額の調整を行う。
- ※5 レベル 2 対象施設に関する「物品調達業務」、「小規模補修業務」及び「補修部品等購入業務」の年間合計額が各年度の設定上限額を超過する場合は、別途協議とする。
- ※6 補修では対応できず更新せざるを得ないことを、データ等客観的な資料により受注者が証明し、発注者が認めた場合に限り、発注者が更新を行う。
- ※7 第三者による事故等の場合は、受注者の管理義務等の懈怠により発生した第三者による施設損傷リスクは受注者のリスク分担とし、それ以外の第三者による施設損傷リスクは発注者のリスク分担とする。
- ※8 受注者の帰責事由によらない場合を除く。

